

弁護士 莊（しょう）美奈子の弁護士報酬早見表

下記は、あくまでも旧日弁連弁護士報酬基準をベースとしたものです。
 事件の性質やご依頼者の経済状況等により、分割お支払いなどにも柔軟に対処しております。お気軽にお尋ね下さい。
 また当職は「法テラス」（法律扶助制度、訴訟費用等の立替制度）の契約弁護士です。ご依頼者の資産状況が法テラスの審査基準を満たす場合には、「法テラス」を用いて、同基準に基づき事案を処理させていただきます。
 お一人で悩まずに、お気軽にご相談下さい♪

民事事件の着手金及び報酬金（第16条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8%×1.05	16%×1.05
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(5%+金9万円)×1.05	(10%+金18万円)×1.05
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(3%+金69万円)×1.05	(6%+金138万円)×1.05
金3億円を超える場合	(2%+金369万円)×1.05	(4%+金738万円)×1.05

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金10万5000円）

契約締結交渉（第18条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2%×1.05	4%×1.05
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%+金3万円)×1.05	(2%+金6万円)×1.05
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5%+金18万円)×1.05	(1%+金36万円)×1.05
金3億円を超える場合	(0.3%+金78万円)×1.05	(0.6%+金156万円)×1.05

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。）

督促手続事件（第19条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2%×1.05	第16条又は第20条の額の半額
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%+金3万円)×1.05	
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5%+金18万円)×1.05	
金3億円を超える場合	(0.3%+金78万円)×1.05	

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万2500円。）

手形・小切手訴訟事件（第20条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	4%×1.05	8%×1.05
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(2.5%+金4万5000円)×1.05	(5%+金9万円)×1.05
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(1.5%+金34万5000円)×1.05	(3%+金69万円)×1.05
金3億円を超える場合	(1%+金184万5000円)×1.05	(2%+金369万円)×1.05

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することが出来る。着手金の最低額は金5万2500円。）

任意整理事件（第27条）

(1) 弁護士が債権取立・資産売却等により集めた配当原資額につき、

金500万円以下の場合	15%×1.05
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	(10%+金25万円)×1.05
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	(8%+金45万円)×1.05
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(6%+金145万円)×1.05
金1億円を超える場合	(5%+金245万円)×1.05

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき、

金5000万円以下の場合	3%×1.05
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(2%+金50万円)×1.05
金1億円を超える場合	(1%+金150万円)×1.05

手数料（第37条）

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	金10万5000円
		金300万円を超え、金3000万円以下の場合	(1%+金7万円)×1.05
		金3000万円を超え、金3億円以下の場合	(0.5%+金22万円)×1.05
		金3億円を超える場合	(0.3%+金82万円)×1.05

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型	基本	金300万円以下の場合	金10万5000円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}7\text{万円}) \times 1.05$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.3\% + \text{金}28\text{万円}) \times 1.05$
			金3億円を超える場合	$(0.1\% + \text{金}88\text{万円}) \times 1.05$
遺言書作成	非定型	基本	金300万円以下の場合	金21万円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(1\% + \text{金}17\text{万円}) \times 1.05$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(0.3\% + \text{金}38\text{万円}) \times 1.05$
			金3億円を超える場合	$(0.1\% + \text{金}98\text{万円}) \times 1.05$
遺言執行	基本	基本	金300万円以下の場合	31万5000円
			金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(2\% + \text{金}24\text{万円}) \times 1.05$
			金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(1\% + \text{金}54\text{万円}) \times 1.05$
			金3億円を超える場合	$(0.5\% + \text{金}204\text{万円}) \times 1.05$
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	基本	金1000万円以下の場合	$4\% \times 1.05$
			金1000万円を超え、金2000万円以下の場合	$(3\% + \text{金}10\text{万円}) \times 1.05$
			金2000万円を超え、金1億円以下の場合	$(2\% + \text{金}30\text{万円}) \times 1.05$
			金1億円を超え、金2億円以下の場合	$(1\% + \text{金}130\text{万円}) \times 1.05$
			金2億円を超え金20億円以下の場合	$(0.5\% + \text{金}230\text{万円}) \times 1.05$
			金20億円を超える場合	$(0.3\% + \text{金}630\text{万円}) \times 1.05$

顧問料 (第39条)

事業者 (企業様など)	月額	金5万円以上
非事業者 (個人の方など)	年額	金6万円 (月額5,000円) 以上

※ 顧問契約を締結させて頂いた場合、日常的に発生する法律相談 (電話・FAX・メールを含む) は無料となります。

また、示談交渉や訴訟等を受任する場合にも、費用は一般に適用される金額よりも割引となります。日常的に法律相談等が発生する企業様などの場合には、顧問契約をお勧めしております。